

# 容器包装の3Rを進める全国ネットワーク規約

## (名称)

第1条 本ネットワークは、「容器包装の3Rを進める全国ネットワーク(以下、ネットワーク)」と称します。

## (目的)

第2条 本ネットワークは、改正容リ法成立時に衆議院と参議院で採択された合計30項目の附帯決議の内容を活かすとともに、次の見直し時期を早め、一日も早い改正市民案の方向での法改正実現をめざします。

## (活動)

第3条 本ネットワークでは、第2条の目的を達成するため、次の活動を行います。

(1) 附帯決議の内容について、国や自治体、事業者などの取組みの状況を注視(ウォッチ)し、その結果を踏まえて国会議員へのロビイング等を行うと共に、全国の参加団体・個人に情報の提供を行います。

(2) 次の見直しに向けて必要な取組みを行います。

## (組織)

第4条 本ネットワークは、目的に賛同する個人と参加する団体で構成します。

第2項 参加団体、個人の有志により運営委員会を構成し、全体の調整・運営を行います。

第3項 運営委員会の下に事務局を設置し、必要に応じプロジェクトチームを設置します。

第4項 本ネットワークの活動は参加した団体、個人が主体であり、かつネットワークはゆるやかなものであることを尊重し、ネットワークの代表は選出せず、実務上の代表権は事務局長に委任します。

## (運営委員会)

第5条 運営委員会は基本的に出入り自由とし、各参加者の主体性を尊重します。

第2項 運営委員会では、地域での取組みの活動支援や情報交換を行い、また、全国的な取組みの方向性について検討し、提案を行います。

第3項 運営委員会の下に、継続して実務を処理するための事務局を設置し、実務上の代表権を委任する事務局長を1名選出します。

## (事務局)

第6条 事務局長は、継続して実務を担当する若干名の事務局員を任命します。

第2項 事務局は、東京都千代田区に置きます。

## (会計)

第7条 本ネットワークの財政は、賛同金・その他カンパで賄います。

第2項 会計年度は、毎年4月1日から翌3月31日までとします。

第3項 会計は、事務局が担当し、運営委員会に報告します。

## (規約の変更)

第8条 この規約の変更は、運営委員会に於いて行います。

## (委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、本ネットワークの運営に必要な事項は運営委員会が定めます。

## (補則)

この規約は2006年10月3日から施行します。

2006年度のみ、第7条第2項に規定する会計年度の始期を10月3日からとします。